



「スマホの教え方」教えます！ ご近所デジタルマイスター養成講座受講者を募集

ご家族や職場、地域で高齢者と接する機会が多い方等を対象に、スマホの使い方を分かりやすく教えるコツが学べる講座を開催します。高齢者等からスマホの使い方の相談を受けたり、教えたりすることに興味がある方は、ぜひご参加ください。

開催日時・講座内容 いずれも、10時～12時

- 第1講座 7月25日(火) デジタル使用の基礎知識について
 - 第2講座 7月31日(月) シニアの生活特性(スキル・気持ち・周囲の環境)
 - 第3講座 8月9日(水) デジタル不慣れ「あるある」と伝わるポイント
 - 第4講座 8月30日(水) デジタル不慣れと地域活動のつながり「ご近所の力」
- ※10月～12月「実践! スマホあるある相談会」(日程は、別途お知らせします)



電子申請は
こちらから



対象者 市内在住または在勤の方 **募集人数** 10名程度

開催場所 コープ龍野店交流スペース(龍野町島田10-1) **受講料** 無料

申込方法 高年福祉課に設置している申込書または市ホームページからダウンロードした申込書を持参、郵送、ファックス、電子メール、電子申請のいずれかでお申し込みください。

申込期限 6月26日(月)

その他 修了者を「たつの市ご近所デジタルマイスター」に認定します。

申込・問い合わせ先 高年福祉課(☎64・3152、☎63・0863、✉konenfukushi@city.tatsuno.lg.jp)



タブレット(脳活バランスー)で認知機能チェック

タブレット(脳活バランスー)を使った認知機能のチェック、認知症予防のための生活相談を実施します。

簡単なタッチパネル操作で楽しく、短時間で認知機能を測定でき、その場で結果がわかります。この機会に認知症予防に取り組んでみませんか。



実施日時および実施場所 ※予約制(1人当たり15～20分)。1会場当たり先着8名

実施日	時間	場所	実施日	時間	場所
7月6日(木)	13:30～15:30	神岡コミュニティセンター	10月26日(木)	9:30～11:30	中央公民館
7月13日(木)	13:30～15:30	河内コミュニティセンター	11月2日(木)	9:30～11:30	越部コミュニティセンター
8月8日(火)	13:30～15:30	誉田コミュニティセンター	11月22日(水)	13:30～15:30	西栗栖コミュニティセンター
8月24日(木)	9:30～11:30	揖保川公民館	12月5日(火)	9:30～11:30	梅香園
9月6日(水)	9:30～11:30	半田コミュニティセンター	12月8日(金)	9:30～11:30	香島コミュニティセンター
9月15日(金)	13:30～15:30	小宅公民館	1月11日(木)	9:30～11:30	揖保コミュニティセンター
9月20日(水)	13:30～15:30	御津総合支所	1月16日(火)	13:30～15:30	新宮総合支所
10月11日(水)	9:30～11:30	揖西コミュニティセンター	通年(平日)	9:30～15:30	地域包括支援課窓口
10月16日(月)	13:30～15:30	東栗栖コミュニティセンター			

参加費 無料 **申込・問い合わせ先** 地域包括支援課(☎64・3125)



～ごみ減量化・リサイクルに関するスローガン優秀作品紹介～

市内の小学4～6年生が令和4年度に考案したごみ減量化・リサイクルに関するスローガンのうち、優秀作品に選ばれたものを毎月紹介します。 ※敬称略、表記の学校名は当時のもの ▶環境課(☎64・3150)

子どもでも 分別くらは かんたんだ 橋本 ひより(小宅小)	すてないで まだ食べれるよ その食品 南 穂果(小宅小)
フードロス ゴミ山問題 へらすかぎ 白箸 佳苗(小宅小)	買いすぎ注意 食べるぶんだけ 買ひましよう 石井 新千花(小宅小)



若者定住促進奨学金返還支援事業補助金

若者の定住促進を図るため、本市に定住する意思を持ち、奨学金の返還を行う若者に対し、奨学金返還支援事業補助金を交付します。

対象者 次の要件を全て満たす方

- 大学等(※)の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中である方
- 本市に住所を有し、3年以上定住する意思のある方
- 登録申請時において、大学等を卒業している30歳未満の方
- 雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続雇用されている方または自ら事業を営む方
- 本市に納付すべき税、返還すべき奨学金を滞納していない方
- 奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない方

(※)大学等とは、学校教育法に規定する大学(大学院、専門職大学および短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校(専門課程または高等課程に限る)、高等学校および特別支援学校(高等部に限る)をいいます。

補助対象期間・補助金額

補助対象期間は、登録決定日以後、初めて奨学金を返還した月から起算して36カ月に達する月または奨学金の返還が終了した日が属する月のいずれか早い月までとなります。

補助期間中に返還した奨学金に対し、次の金額を補助します。

市内に所在する事務所または事業所に就業している方 月額上限3万円(補助率10/10)

上記以外の方 月額上限1万5千円(補助率1/2)

補助対象者の登録申請

補助金の交付を受ける方は、事前に補助対象者の登録を受ける必要があります。登録申請書に以下の書類を添えて、まちづくり推進課に申請してください。なお、新卒者等、返還が始まっていない方は、返還が始まる月から受け付けを開始します。

- 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類
- 奨学金の返還金額、返還開始月および返還期間が確認できる書類
- 大学等を卒業したことを証する書類(卒業証書の写し等)
- 勤務先および就業年月日を証する書類(労働条件通知書、雇用契約書の写し等)、自ら事業を営む方は、その事実を証する書類(個人事業の開業等届出書等)

※その他、毎年度、交付申請を行っていただく必要があります。

詳細はお問い合わせください。

申請・問い合わせ先 まちづくり推進課(☎64・3167)

詳しくは、市ホームページ
をご覧ください。



市長対話広場 ―市長が地域に出向きます―

「市民が主役」をモットーに、市長が地域の実情を把握し、課題解決につなげるため、市民の皆さんと市長とが意見交換する「市長対話広場」を実施しています。

地域の集会や学習会にも市長が出向きますので、お気軽にお申し込みください。

と き 9時～21時の間で、おおむね90分以内

と ころ 市内公民館等の各種施設(個人宅は不可)

対 象 者 市内在住、在勤、在学で参加予定10名程度のグループ

申込方法 開催希望日の1カ月前までに、申込書を広報秘書課または各総合支所地域振興課へ提出してください。

※申込書は、広報秘書課または各総合支所地域振興課に設置しています。(市ホームページからダウンロード可)

※ご希望の日程に添えない時は、調整させていただく場合があります。

▶広報秘書課(☎64・3211)



市ホームページ
はこちらから→

